

令和4年9月15日

会員各位

中村商工会議所

### しまんと共済制度 入院見舞金の支払対象の見直しについて（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に心からお見舞い申し上げます。また、現在罹患されている皆さまの一日も早いご快復をお祈り申し上げます。

さて、先に政府が新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化の高い方々に限定するとして発表を受け、生命保険各社が取扱う入院給付金について、9月26日から支払い対象を見直すことが発表されました。

このことに伴い、標記「しまんと共済制度入院見舞金」の支払い対象につきまして、医療機関や保健所の負担軽減に十分配慮しつつ、新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院（いわゆる「みなし入院」）による入院見舞金の支払い対象を、令和4年9月26日（月）から下記のとおり見直すこととなりましたので、お知らせします。

#### 記

##### <入院見舞金の支払い対象の見直しについて>

令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化リスクの高い方※を除き、入院見舞金の支払対象外とさせていただきます。

※重症化のリスクが高い方とは、

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦の方

なお、令和4年9月25日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、これまでどおりの対応を継続いたします。

【お問い合わせ先】

中村商工会議所総務課 電話 34-4333